

生涯学習社会における高等教育機関の新しい形態

鈴木 正 幸

(神戸大学)

1. はじめに

文部省の統計によると、1987年現在、後期中等教育への進学率は93.3%（通信制を含めると94.3%）であり、大学及び短大への進学率は、いわゆる浪人も含めて36.1%となっている。これは、トロウ・モデルに従うとマス型高等教育体制に属する。高等教育の機会は少数者の特権としてよりも、相対的多数者の権利としてとらえられ、大学進学要件は準制約的（一定の制度化された資格）であり、家柄や飛び抜けた才能による制限的なものでもなく、かつ、希望者全入学のような開放的なものでもない。典型的なマス型といえよう。当初のトロウ・モデルに従うと、今後、日本は高等教育適齢人口中に占める学生数の在籍比率をしだいに増加させていき、それが50%を超えるユニバーサル型体制となるはずであった。ところがトロウ自身が1978年に自らの理論を修正しているようにこのエリート型→マス型→ユニバーサル型の移行は必然的なものではない。日本においても大学・短大進学率は1973年に30%を超えて32.2%となったが、現在も40%を越えておらず、50%を越えてユニバーサル型になるかどうかは、なお予断を許さない⁽¹⁾。

しかしながら、一方では、生涯学習への機運がたかまり、それに対応する高等教育機関への新しい需要が高まりつつある。この意味で、トロウがその修正理論で述べているユニバーサル・アクセス型高等教育体制への移行が求められていると言えよう。後期中等教育への進学率が90%を超えている現在、「だれでも、いつでも、どこでも」の原則をもつ生涯学習社会の充実のためには、高等教育機関へのアクセスの多様化は急務であるといえる。そこで、小論では、生涯学習社会において高等教育機関がとり得る新しい形態について考察することにする。

まず、①大規模な単位互換性など含めた大学間の連携とそれにいかに「官」が協力できるかという新しい試みが注目される兵庫県の「単位が取得できる洋上大学」の構想、②この洋上大学の構想とイギリスのオープン・ユニバーシティの実績等に範を求め、「コミュニティ大学院大学」における「学」「民」「官」の連携の可能性、③「学」「民」の連携のひとつの形態である共同研究開発センター、の3つの事例について考察する。

なお、本小論は、筆者の研究室が、兵庫県教育委員会の依託を受けて調査し、報告書にまとめた『'84 市町における生涯教育状況調査』（昭和60年3月）⁽²⁾及び『兵庫の企業内教育』（昭和61年3月）⁽³⁾などをふまえ、この主題について研究室メンバーの検討を経て作成されたものである。

2. 大学間の連携と「官」の協力

——「単位が取得できる洋上大学」の構想

兵庫県と県下の大学とで構想する「洋上大学検討委員会」（委員長・芹田健太郎神戸大学教授）は昭和63年6月に、新しい構想の洋上大学の実現に向け報告書を発表した。その構想の骨子は、県下各大学の学生から参加者を募り、学生が約一カ月間、船上で講義を受けると共に、アジア・オセアニア諸国を訪問し、国際交流を深める、しかも、洋上大学での単位は現在在籍している大学での単位に読み換えることができるといったものである。教育の自由化と国際化が求められている今日において、この構想の中にあ

る大規模な単位互換制度や、新しい形としてのユニバーシティ・イクステンションは注目に値しよう。以下では、報告書に基づいて構想の内容をみることにする。

この洋上大学のプランの発端は、昨年の昭和62年6月に開かれた「学長と知事との懇話会」（当時兵庫県内27大学）の席上において、検討されたことに始まる。そこでは、県下の各大学の学長と知事との懇話会が昭和62年度より定期的に開催されることが決定され、県内の大学と行政との間での連携、協力体制を作るべく努力を続けることが確認された。これは、大学と行政との連携、協力のみならず、県内各大学の共通理解と相互の連携における新しい体制への模索としても評価される試みである。

その具体的成果として、まず、提唱された新構想洋上大学について、県と10大学の代表から成る委員会が設置された。委員会はこの構想の具体的な検討を重ね、今年の6月に報告書を発表したのである。

この洋上大学の構想の背景として報告書は次の3点をあげている。(1)国際化時代への対応、(2)高等教育への新しい要請、(3)兵庫県のもつ国際性である。まず、(1)の国際化時代への対応では次のように述べられている。

- ① 国際化の時代にあって、未来を担う若者の国際性の涵養は緊急の課題である。若者が外国の実態を肌で知り、異民族や異文化への理解を深め、すぐれた国際感覚を身につけるためのあらゆる努力がいまこそ求められている。
- ② 特に新太平洋時代の到来といわれる中で、若い世代が、アジア・太平洋に眼を向け、その発展の可能性、日本の果たすべき役割、対日観などを十分認識することが大切となっている。

さらに③として、兵庫県は国際化に対して大きな役割を果たしていること、また、果たさなければいけないことを指摘している。報告書では、兵庫県のもつ国際性を示すものの1つとして、県や市町の国際交流活動が活

発であることをあげている。兵庫県は米国ワシントン州、豪州西オーストラリア州、ブラジルパラナ州、中国広東省、ソ連ハバロフスク地方などの汎太平洋諸国との間に姉妹関係を結んでいるほか、県下18の市町が、外国の32の州・省・市との間に姉妹・友好提携を結ぶなど、国際交流活動が展開されている。また、外国人登録数も県内で約9万人をかぞえ、全国3位であり、コンベンション開催数も全国3位であることなどもとりあげて、兵庫県の国際性が説明されている。

報告書では触れられていないが、日本の国際化の歴史の中で神戸の果たした役割も指摘する必要がある。神戸は明治以降、外国文化受入の窓口として常に大きな役割を果たしてきており、現在でもこれはあてはまる。兵庫の国際性を述べる際、この歴史的役割を明確にすることがより説得力をもつと思われる。

以下で述べるように、この構想は大学開放のユニークな試みであるが、報告書がその背景の分析の3点のうち、2点を「国際性」に割いていることから、いかに「国際性」を意識しているかがうかがわれる。大学開放構想とともに、注目される点である。

そして、この洋上大学の最も大きな特徴は、大規模な単位互換制度の導入である。単位互換制度については、文部省は、昭和47年4月に「大学設置基準の一部改正」を行い、一部の大学においてこの制度が導入されている。しかし全国的にみればこれが十分に活用されているとはいえない状況である。すくなくとも兵庫県下の大学相互間では全く実施されていない。新構想の洋上大学では、大規模な単位互換制度が導入されているが、以下では、具体的な計画にそってそれを説明することにする。

第1回の洋上大学は昭和64年の夏に実施される予定である。期間は8月中旬から9月上旬にかけての約30日間である。また、参加学生は県下28の4年制大学の2年生を対象の中心とし、定員は約430人となっている。

実施準備に当たっては関係大学等で構成する「洋上大学実行委員会」（仮称）を設置し、日程作成、カリキュラムの編制、講師の選定等、基本的事

項を決定することになっている。運営については、新規の財団組織（例えば「兵庫洋上大学協会」）を設立して、①学生募集、②経費の管理、③使用船舶のチャーター、④洋上大学の運営・実施等にあたる。しかし、当面は既存の財団法人を活用することになるとされている。

使用船舶については、大型客船をチャーターし、訪問先は、アジア・オセアニア諸国を対象とする。昭和64年度は、香港－広州－シンガポール－パース－ジャカルタを巡るコースが考えられている。訪問地での陸上活動は9日間で、現地学生とのスポーツ・文化交流、大学訪問、現地講師による特別講義、現地の見学、観光などが予定されている。

参加学生は一人当たり60万円の必要経費のうち一定額を負担するがその正確な額は未定である。

単位の認定システムとして「ホスト大学」方式と呼ばれる制度が考えられている。ホスト大学は当該大学以外の教員をホスト大学の非常勤講師として任命し、同じく参加学生も特別聴講生としてホスト大学に受入れる。ホスト大学は、参加学生に対し試験を実施し、成績を作成し単位を認定する。加盟大学は、ホスト大学で認められた単位を自大学の単位として認定する。ホスト大学は一年毎に各大学の持回りとする。

船上での講義は17日間で、午前中は総合科目の講義が2時間あり（15日間で計30時間の4単位、うち、2日間は自由研究）、午後には選択科目の講義がある。講義の内容は次のようになっている。総合科目は「アジア・太平洋の人と暮らし」が共通テーマである。それを、人文分野（歴史、文化）、社会分野（政治、経済）、自然分野（自然、健康）の3分野からアプローチする構成となっている。講義科目は、例えば、「政治」として「東南アジア政治・社会の仕組」（神戸学院大学法学部教授）、「健康」として「東南アジアの人とその健康」（神戸大学医学部教授）などが予定されている。

選択科目（2～4単位）の例を次に示そう。

- ・「アジアの環境と住まい」
- ・「アジアの医学・医療——アジアの感染症」

74 特集 生涯学習社会と高等教育への期待

- ・「アセアンと第三世界の政治」
- ・「香料貿易と西洋社会」
- ・「海と生命」
- ・「日本企業の国際化とアジア・オセアニア」

そのほか自由時間等を活用しての教養講座が組まれる。英語会話のほか中国語やインドネシア語の初歩及びそれらの国の事情など、さらに、エアロビクス、コンピューター・ゲーム、コーラスなどがある。自由時間にはクラブ活動や、講師を囲んでの座談会、テーマを設けてのミーティングなども考えられている。

カリキュラムの作成については、神戸大学から5名、洋上大学検討会から4名、汎太平洋フォーラムから1名の計10名からなる「カリキュラム編制部会」が構成され検討を続けている。

船上での学生の生活は、15～20人の各大学の混成構成による基本班が編制され、班活動をベースに行われる。班リーダーは大学院クラスが担当する。また参加学生の相互交流の促進のため、船内新聞を発行することなども計画されている。

講師や大学院生等による調査研究活動体制の整備も考慮されている。地磁気連続測定や、現地企業状況等の調査・研究などがあげられている。またこの調査・研究には船上講師以外の大学教員が調査研究のため乗船することも考えられている。

以上が新構想洋上大学の計画である。この構想が、県内各大学と県行政とが協力連携して行う新しい型の生涯教育への試みであることはいまでもない。さらに、洋上大学への参加を媒介として県下の多くの大学どうしの連携・交流が促進され、独善的、閉鎖的に陥りやすい大学が門戸を開き、単位互換のみならず、学生間の交流さらに研究者間の交流が生み出す新しき未知なる可能性に大きな期待がよせられよう。

さて、この構想の実行可能性はどうであろうか。大学、県がイニシャティブをとっているのだが、対象となる学生の反応はどのようであろうか。

この点を明らかにするために、学生に対してアンケート調査が行われている（実施：昭和63年4月，対象：「洋上大学検討委員会」委員の所属する10大学の学生のうち主として2年生，調査回答数：1,616人）。その結果は次のとおりである。

この構想に「興味をもっている者」は約9割と非常に高い関心を示している。「参加したい」という者が36%あまりでこれもかなり高い数字を示している。訪問先の希望地は「パース」（オーストラリア）が70%と最も高く、つづいて香港が約50%、シンガポール、グアム、バリ島、ハバロフスク、北京がほぼ同率となっている。費用については「20万～30万円くらいがよい」が約半数と最も多い。ひとり当たり60万円の経費が予想され、その一定額を参加学生が負担すると先に示したが、アンケートによっても、実費の半額負担というのが実現可能なラインと思われる。

以上のように、学生の関心は高く、参加を募ればかなりの数が募集すると思われる。また、兵庫県は、県独自の青年洋上大学を、全国に先駆けて昭和46年から実施してきており、参加費用についても、約半額を県が負担してきた実績をもつ。費用負担のあり方も含めた、参加学生の継続的な確保のためのノウハウをもっていると言えよう。

さらには洋上大学運営一般のノウハウの開発についても、兵庫県は一定の実績をもっているといえる。洋上大学運営の兵庫県のこれまでの実績について概観してみると次のとおりである。昭和46年に兵庫県は全国に先駆けて、青年国際交流事業として兵庫県青年洋上大学を実施した。総勢475名。23日にわたり、マニラ・シンガポール、香港、キールンを回った。翌47年にはマニラで家庭訪問を行うなどの試みをした。第3回（48年）は訪問地に中国を加え27日間の長期研修を行った。第10回（55年）の中国訪問はそれまでの兵庫県独自の事業を発展させて、第1回近畿洋上大学と併設した形で行った。それ以後、近畿洋上大学として毎年継続され、今回は第9回を迎えるにいたった。一方、兵庫県は昭和58年より、これに併行して再び県独自の「兵庫県勤労青年洋上大学」を新設した。このような18年にわた

る実績の積み重ねがあるので、新構想洋上大学における運営の実務的な側面はまず問題がないといってよからう。筆者も洋上大学の講師として二度の乗船経験をもつが、船上学習というインテンシブな学習形態が、運営のあり方によって、きわめて高い学習成果をあげうると考えている。

しかしながら、懸念される問題点も数多くある。まず、従来の近畿洋上大学、県独自の勤労青年洋上大学の今後のあり方をどうするのかという点である。これら新構想洋上大学に発展吸収させるのか、並列的に複数の洋上大学を設置するのかが問われる。第2の問題として、経費が上げられる。これは、第1の既存の洋上大学のあり方と密接に関係している。すなわち、既存の洋上大学と並列実施するならば、参加費用の県費半額負担は実現するのであろうか、あるいは、既存洋上大学の発展的吸収を行うなら、県費半額負担はそのまま継続されるのだろうかといことが問題となってくる。さらに参加大学の経費負担の問題もある。参加大学は経費を負担すべきなのか、そうであったならば、どの程度なのか、学生、教員、両者における参加人員の大学間の差異と経費との均衡をどうとるのかなどは、今後十分に検討しなければならないであろう。

第3の問題として、単位の認定に関することが指摘される。洋上大学で受講した内容が、各大学のどの単位に読みかえられるのか、それはいわゆる一般教養の単位にとどまるのか、学生の所属する学科の専門に関わる単位にも適用されるのか、各大学の単位認定の基準をの相違と洋上大学での単位認定の基準をどう調整するかなどが課題となろう。さらに単位を必要としない学生たちにも洋上大学を開放できないかということも検討する必要があるであろう。

第4の問題は、対象とする学生を4年制大学に限定すべきかどうかである。短大はこの洋上大学に参加できないのだろうか。さらに通常、大学との連携がほとんどない看護学校などの専修学校等の学生たちにこの洋上大学の門戸を開くことはできないのか。これは上で述べた単位認定や各大学のカリキュラム構成と問題と密接に関係している問題でもある。当面は4

年制大学だけで構想を実現させたとしても、実績を重ねる中で発展的に検討されるべき課題であろう。

第5点として、講師選定と派遣条件の調整がある。どの大学のどの講師に依頼するか、県外の大学にも講師依頼をするのか、大学以外の一般人にも講師を依頼するのか、もしそうなら選定の基準は何かといった点についてのガイドラインが必要であろう。また、大学などの職員に講師依頼をするとき、それを「公務」「出張扱い」などとするのか、謝金はどうなのかといった事務レベルの課題もある。

第6点としては、洋上大学の大学としての、中立性、公共性、自治、学問水準の維持についての問題がある。県下28の大学には、国立大学、県立大学、市立大学、私立大学が含まれ、それぞれの大学は独自の建学の基本方針をもち、それぞれに運営されている。その中で共通点をどうみだし、かつ、洋上大学としてのアイデンティティをどのように確立するかは、現在解決しなければならないもっとも重要な課題であろう。新構想洋上大学は「学」「官」の連携の新しい試みであるが、それは「官」主導型の連携を意図しない。洋上大学の大学としての、中立性、公共性を追及していくためには、やはり、まず、参加大学の主体性と相互間の連携が不可欠であろう。その大学間の連携を県側がどう支援できるかという点こそ、真価の問われる点である。各大学の代表と県側の代表による慎重な討議をへて、この点についての明確なガイドラインを打ち出し、実践を通して、修正を加えてゆくことが必要であろう。この洋上大学が、大学と行政との連携のモデルとなり、地球の高等教育機関の連携と地域への開放に向けての突破口になることが期待される。

3. 「コミュニティ大学院大学」の提唱

本節では、上述した新構想の洋上大学をさらに進展させ、さらにイギリスのオープンユニバーシティをもうひとつのモデルとし、働く社会人を対

象とした、学習形態に弾力性と多様性を持たせた「コミュニティ大学院大学」の構想を提唱したい。そこで、まず、そのオープン・ユニバーシティについて少し述べてから、コミュニティ大学院大学計画の詳細に触れることにする。

オープン・ユニバーシティ（公開大学）はもともと、1963年テレビ・ラジオによる「放送」大学（University of the Air）として、その構想が提唱された後、数年にわたる構想・企画・準備段階を経て、1969年国王憲章（勅許状）により「公開」大学として設立され、1971年1月から授業を開始した。それは、テレビ・ラジオ教育放送、郵送印刷教材、夏期スクーリングおよび地区学習センターでの面接指導、の各種の教育形態の組み合わせによって大学教育を行い、その卒業者に大学学位を授与することによって、従来大学教育をうけることのできなかった国民各層に対して、広く大学教育の機会を公開することを目的として設立されたものである⁽³⁾。

「公開」は、入学資格、教育方法、選択科目の観点における公開性を指す。第1の入学資格における公開性とは、この教育課程が年齢、職業、学歴にかかわらず連合王国内に住所を有するすべての成人に開放されていることを指す。第2は、新しい教育方法に対して大学が開放されていることを指す。その教育方法は、郵送印刷教材、教育放送番組、学習センター（各地域のカレッジ、学校等の教育機関の施設におかれ、公開大学の学生、チューター及びカウンセラーによる面接指導や共同学習・会合のために使用され、教育放送番組およびその再生テープ・フィルム等の視聴設備がそなえられる）、カウンセラー、コース・チューター（それぞれ担当するコースのアサインメントの採点、答案レポート分担し、又、学習センターを回って定期的なテュートリアル・クラスを実施する）、宿泊制夏期スクーリングから成る。第3の選択科目についてはいうまでもないが、選択の幅が非常に広いということである⁽⁴⁾。

1984年現在67,000人を数える公開大学学士号取得課程在籍者がおり、卒業生数は、3,000人を超えている。イギリスではさらに、1990年までに在籍

者数を70,000人程度とし、可能であれば、2,000年までに100,000人規模とする計画である。また、現在、約260ヵ所の学習センターが整備され、教科書や教材が数千点開発されている。また、伝統的高等教育機関との単位互換性も実現されている。さらに、1980年には、これをモデルとしてタイにもオープンユニバーシティが創設されている⁽⁵⁾。

さて、「コミュニティ大学院大学」であるが、まず、対象を成人全員とするが、当面の間は、その主なターゲットを働く社会人に置く。また、当面の間、すでに大学を卒業した人に限定し、後に学部レベルも検討することにする。このように限定するのは、この層が生涯教育のひとつの谷間になっているからである。この層の生涯学習は企業内教育を通じて行われているとされるが、中小企業では、企業内教育を行っていない場合も少なくなく、また、企業内教育があったとしても、その内容の幅は狭く、自分の職場での生産性を短期的に高めるだけのものであったりすることが少なくない。また、現行の大学院に通うには最低2年以上休職せねばならず、事実上、道はとだされているといつてよい（『兵庫の企業内教育』兵庫県教育委員会、昭和61年、参照）。この意味で、先ず第一に働く社会人にターゲットを置くのが今日の課題と考える。

当面の間、「コミュニティ大学院大学」の母体は、新構想洋上大学と同じように、兵庫県下28大学（本年度から流通科学大学が加わる）の代表と、行政の代表からなるコミュニティ大学院大学協会を設立する。学習内容は、働く社会人のニーズにあったものとする。たとえば、情報科学、バイオテクノロジーなどの先端科学、国際経済、国際理解、アジア研究などの分野、さらに、地域活性化、地方文化の交流などに関する幅広く現実的な研究も行う。また、講師として、大学関係者だけでなく各方面で活躍している社会人を積極的に登用する。

学習形態としては、①県下28の大学で授業をうける。ただし、授業の時間帯は、早朝、夜間または休日といった社会人が通学しやすい時間帯を選ぶ。②郵送印刷教材による通信教育。③テレビ・ラジオの放送による通信

教育。教材は協会が開発するが、部分的に既存の放送大学の開発した教材を利用する。④1年か2年に1度、洋上研修のかたちで合同スクーリングを行う。などを組合せる。

これらのうち、テレビ・ラジオ放送による通信教育ではメディアが問題となろうが、たとえば、U局のサン・テレビジョンは県下98%をそのエリアに収めており、地元志向の強いこともあって、その実現可能性は高いといつてよからう。なお、放送によるコミュニティカレッジの構想については、私どもは『84市町における生涯教育状況調査』（兵庫県教育委員会、昭和60年3月、P179-180）で、すでに提案をおこなっているので、それも参照されたい。

また、単位認定や学位の授与については、現行の大学院設置基準への対応において難点が生じることが予想される。しかし、折りしも、コミュニティ大学院大学の構想にそのような報告が大学審議会大学院部会からでている。この7月11日に出された「大学院制度の弾力化等について」（中間報告）と題するもので、関係のあるものを抜粋すると、以下の通りである。

- 大学院は学問研究の後継者の養成のみでなく、「高度な専門的能力を有する職業人の養成の役割」を担っているとし、大学院制度の運用面における柔軟な対応が必要であるとしている。
- 三、大学院の組織の編制に関する事項のAにおいて、「大学院の研究科や専攻の組織編制が、従来、学部や学科の教員構成等に沿った固定的なものとなる傾向もみられたので、教育研究目的に応じて弾力的に編制できることをより明確にする」としている。
- 同項イでは、「社会人の登用の促進の方向で、大学院担当教員の資格を弾力化する」としている。
- 四、教育課程等に関する事項のAは次のように述べている。「社会人受け入れを促進するため、修士課程について、夜間授業の教育方法の特別の拡大を図るとともに、夜間大学院、通信制大学院の制度化の方向で検討

する。」

以上のとおりである。まず、働く社会人を対象とする大学院の設立が求められている点が指摘される。また、弾力的な組織編制であるが、コミュニティ大学院大学では、県下全大学から各大学の組織編制にとらわれることなく各自の専門性を生かして、新しい指導スタッフが構成されるので、審議会のいう弾力的な組織編制が可能となるであろう。さらに、社会人登用については、たとえば、神戸大学では、グイエーの中内社長など社会人を特別講師として招いている実績を持っている。

最後に本構想の実現化のために残されている課題を上げておく。全節でのべた6点の課題は本構想においても共通するが、さらに、次の2点が指摘される。まず、入学資格基準とその資格審査である。従来は論文審査、専門分野・語学の筆記・口述試験を中心とした資格審査がほとんどであり、ともすると、大学卒業からの期間が長いものにとっては、不利になる場合が少なくなかった。本構想では、働く社会人を対象としているので、職場での実践経験、研究実績などのうち、大学院での研究にふさわしいものを積極的に評価するような、より柔軟な形態の資格審査が求められるよう。

また、企業と本構想の大学院大学との連携の課題があげられる。働く社会人が大学院で研究できるようにするためには、単に大学の制度の改善だけでは不十分である。その社会人が研究できる時間的配慮、有給休暇や奨励金などの待遇面での配慮などの裏付がなければ、実質上、大学院での研究は困難となってしまう。まず、このような企業による、理解と協力が必要である。しかし、それにとどまらず、企業が本大学の構成、運営にも積極的に参加する姿勢が望ましい。それには、企業研究施設の開放、企業研究組織との共同研究企業からの講師派遣、資金援助、運営方針検討への参加などが考えられる。コミュニティ大学院の実現化には、解決しなければならない点はまだあろうが、新しい形のコミュニティカカレッジ、新しい形の大学院、新しい形の公開大学として十分期待されると思う。

4・共同研究センター

わが国においても、「学」「官」「民」の連携による研究体制による共同研究は自然科学の分野で急増しつつある。この6月に通産省の諮問機関「産業技術審議会」から次世代技術開発に関する報告書が出された。昭和56年に始った国の支援体制のもとで、ファインセラミックスなどの新素材、バイオテクノロジーなどの4分野、計14のテーマで研究開発が進められ、7年間の成果発表は、4,330件に達している。しかし、報告書は、大学との連携がまだ不十分であるとして、研究の市場開放政策を進めるべきであるとしている。

文部省のまとめでは、国立大学及び研究所と民間企業などとの共同研究は、62年度で396を数え、この5年間で7倍に急増しているという。

このような背景のもとに、神戸大学に、民間機関等との共同研究開発のためのセンターが設置された。「神戸大学共同研究開発センター」と称し、昭和62年度に発足している。設置の趣旨は、センター概要によると次のようになっている。

「神戸大学では、大学の使命をふまえ、その主体性の下に民間機関等との共同研究並びに国際的な学術交流を積極的に推進するために共同研究開発センターを設置いたしました。

県下の産業界は、いま経済構造の急変期を迎え従来の重高長大型からソフト・ハイテク型産業への転換を急いでいます。こうした状況に対応するために、兵庫県や神戸市なども21世紀に向けて飛躍・発展するための自然科学及び社会科学両面にわたる研究を積極的に支援する体制をとっています。」

本センターは、こうした動きに呼応するとともに、民間機関等の先見的ニーズにも応えようとするものです。

このセンターは、「神戸大学における学内の共同研究並びに民間機関等との共同研究等及び研究交流を推進するとともに、社会との連携協力事業を実施する場としての役割を果し、総合的な研究開発に資することを目的」としている。業務内容は次の通りである。

- 1) 学内の共同研究に関すること
- 2) 本学と民間機関等との共同研究及び受託研究等に関すること
- 3) 民間機関等の技術者に対する技術教育の実施及び援助に関すること
- 4) 民間機関等に対する学術情報の提供に関すること
- 5) 外国人研究者等との学術研究に関すること
- 6) 本学の学生に対する実地的な応用教育及び研究指導に関すること
- 7) その他共同研究に関すること

共同研究の開発分野として、「地域と連携した、バイオテクノロジー、食品工学、環境科学、新素材、メカトロニクス、エレクトロニクス、医療機器のほか港湾関連産業及び人工島の将来計画等に関する研究など自然科学及び社会科学の各分野を対象」としている。開発センターの関連図と共同研究のしくみは次に示すとおりである。

この試みは、ともすると閉鎖的であった大学を開放し、民間との連携の中で大学を地域社会に貢献させようとしている点において評価できる。しかし、次のような問題点も指摘されよう。

まず、研究分野が非常に限られている点である。センター概要には、「自然科学及び社会科学」とあるが、社会科学については「港湾関係産業及び人工島の将来計画等」としか具体的例が上がっていない。また、センターの施設から判断して、ほとんどの部屋が自然科学系の実験室であり、社会科学の十分なスペースがあると思えない。

そして、特許権の扱いについても問題点が指摘される。「共同発明の場合は、共同出願とし、その特許権は共有」としているものの、「特許権は、民間機関等又はその指定する者が一定期間〈7年以内〉優先的に実施することができ」るきしている。科学技術の進歩の目覚ましい今日、新発明、新技

図1 共同研究開発センター関連図

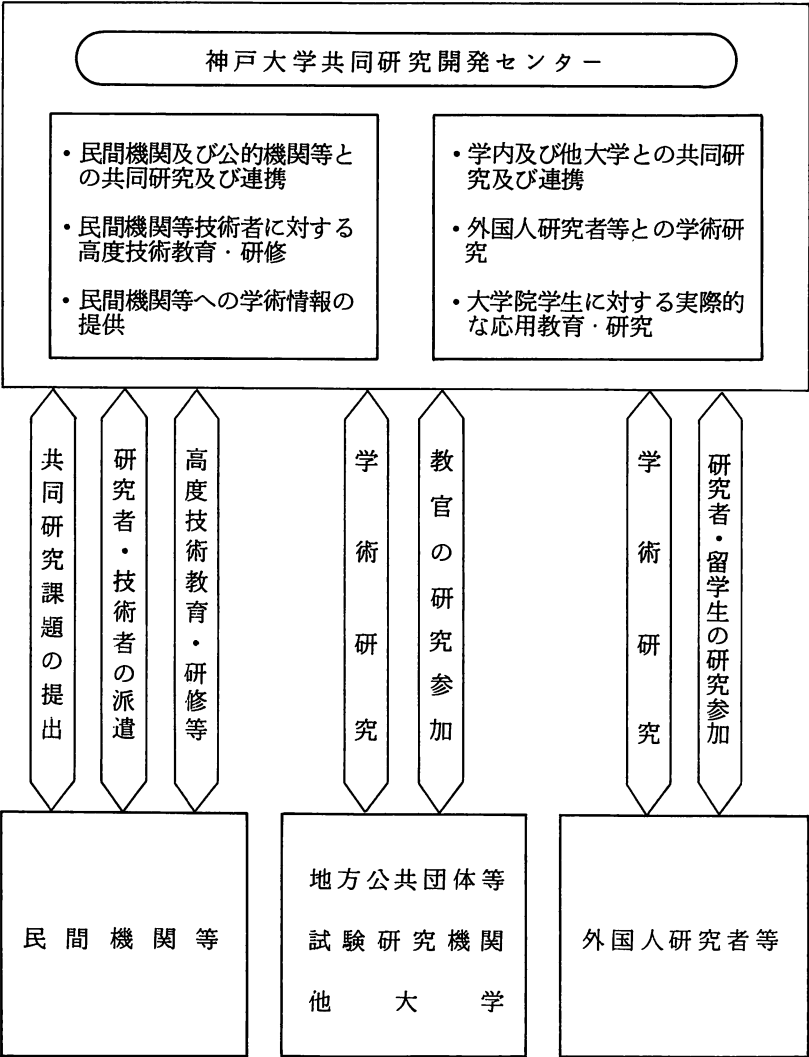
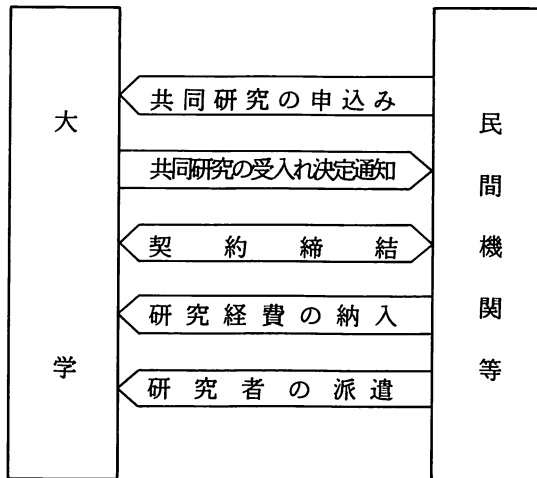


図2 共同研究のしくみ



術も7年もたてば、時代遅れとなり、有効性を欠くものになってしまうであろう。であるから、この特許権に関しては、その成果を共同研究に参加した企業がほとんど独占してしまうのに近い。センター概要では、こういった共同研究を「大学と地域社会との連携」ととらえているが、はたしてこれが「連携」といえるのかどうかという問題が残る。

また、大学が企業と連携するとき、その主体性が見失われるのではないかという懸念がある。大学側が企業と連携する動機の背景には、慢性的な研究費不足の問題があることは否めない。研究費不足→しかし、行政ではむしろ予算枠削減の動きがある→では「民間の活力を」……といった例の図式である。この背景がある以上、企業の拠出する予算額によって、この共同研究の分野の領域や、その方向性が企業の経営戦略によって左右されやすくなることは否めない。企業は多かれ少なかれ営利団体であり、この意味で大学の研究とは相容れない部分も多い。にもかかわらず、大学は企業の影響を大きく受けてしまい、その主体性が失われてしまう。しかし、

このことによって大学と企業との連携をいっさい否定してしまうつもりはない。企業の人材、技術、知識は大学での研究にとっても貴重な財産となりうる。そして、なによりも、大学が象牙の塔にこもるのではなく、社会の動きに対応し、社会のニーズに応え、社会に貢献することは、大学の使命でもあり、それが大学を活性化することになるのである。

図2のように、企業と大学が直接接触したり、1対1で交渉したりすると、大学の予算基盤の弱小性と、企業の営利性によって、どうしても企業の恣意で共同研究の方向性が決定してしまう傾向にある。そこで、第3の機関が企業と複数の大学の交渉の調整をすることが望まれる。企業は、共同研究を行いたい場合、あるいは受託研究を依頼したい場合、その趣旨と研究条件をこの調整機関に登録する。一方、各大学の各研究室はその研究の展望と研究設備、スタッフ等のキャパシティ、共同研究、受託研究受け入れの条件などを調整機関に登録しておく。調整機関は、両者の情報をつきあわせ、共同研究や受託研究の契約をとりまとめるのである。

調整機関を置くことによる利点は、大学の主体性を擁護すること以外に、共同研究の分野の偏りを是正することにある。調整機関は、大学での研究にふさわしくない研究や研究条件をあらかじめ除外する。また、大学側が希望している共同研究、受託研究の内容の情報を積極的に企業に紹介することによって、従来埋もれていた共同研究の可能性を発掘することが出来よう。また、その逆に企業のニーズにあった、研究機関を発掘することもできる。さらに、複数の企業の需要の情報、複数の大学の情報が調整機関に蓄積されているので、同じような分野の共同研究を求めている大学、企業をひとつのプロジェクトで共同研究させることも可能である。ある企業の申し出に複数の大学が共同研究する、あるいは、複数の企業と大学が共同研究する、さらには、複数の企業と複数の大学が共同研究するといった今までは困難であった形態をとることがより容易になると思われる。

5. おわりに

高等教育機関は、最も公開化の遅れている分野のひとつとされている。本小論では、新構想洋上大学による単位互換性が契機となって大学間の互換性を向上させること、そこでの学際的な、国際的な教育の可能性、及び、コミュニティ大学院大学のような学習形態の多様化、アクセスの多様化によって、大学の公開化をはかることを示した。さらに、民間との連携として共同研究制度のあり方に触れた。

今年の7月、イギリスのサッチャー政権は、大規模な教育改革法を成立させた。サッチャーは、経済、社会に競争原理をもちこんだ改革を行い、それなりの成果を上げてきており、今度は教育にも市場の論理、競争の論理を適用しようとしている。また、いわゆる民力活用もその特徴である。イギリスの教育制度は、1944年のバトラー法以来、中等教育の再編成、11歳試験の廃止など、平等を追求する改革がなされてきたが、サッチャーの改革は、この方向性を大きく転換させようとしているものと考えられる。教育の場に市場論理を強引に持込もうとしているが、これは、将来に大きな禍根を残す危険性を孕んでいるといえよう。イギリス教育史上、この改革がどのような意味を持つのかを今後注目されねばならない。

高等教育機関が行政や民間企業と連携するとき、今まで以上に、大学のもつ主体性とアイデンティティが問われるようになる。特に、小論でもとりあげた民間との連携では、市場の論理が優先されがちであるだけに注意を要する。しかし、このことは、逆に大学の持つ公共性とは何か、中立性とは何か、社会への貢献の方途は何かという、本来大学が吟味すべきであったものの現実にはあまり省みられなかった命題を、もう一度考え直す絶好の機会であるといえよう。

注

1. トロウ・モデルについては、喜多村和之『高等教育の比較的考察』玉川大学出版部、1986年、pp.29～47にくわしい。
2. これについては、日本生涯教育学会年報の「各地の生涯教育の動向」において発表した。（「生涯教育行政の実態と学習者の意識—兵庫県生涯教育—」鈴木正幸、添田晴雄、山本克典、同学会年報第6号、1985年）
3. 文部省大臣官房『イギリスの公開大学（オープン・ユニバーシティ）』昭和48年、まえがき
4. 上掲書、pp.13～16。
5. 文部省大臣官房調査統計課『海外教育ニュース 大9集（昭和61年）』昭和62年、B-5、なお、卒業者数と後半の記述は、喜多村和之、前掲書、P140。